

廿日市市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
廿日市市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組及び今後のフォローアップについて	8

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会の急激な変化が進む中で、児童生徒が未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められている。

また、学習指導だけでなく、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しており、学校教職員の時間外在校等時間^(注1)の実態は極めて深刻であり、疲労や心理的負担の蓄積が教職員の心身の健康に影響を及ぼし、様々な教育活動の質の低下につながることから「学校における働き方改革」を推進することが重要な課題となっている。

こうした状況の中、本市においては、国や県の法・条例改正を踏まえ、平成31年に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、二度の改定を経ながら働き方改革に取り組んできた。

この度、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(以下「給特法等一部改正法」という。)が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなった。教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「計画」という。)を定めることとされた。このことを受け、学校教育の質を高めることを目的とし、廿日市市教育振興基本計画に掲げた目標の達成に向け、市教育委員会と学校及びその関係者が「学校における働き方改革」の理念を共有し、連携・協力しながら取組を推進していくために、「学校における働き方改革取組方針」(令和6年3月改定)を再整理し、本計画を策定するものである。

(注1) 時間外在校等時間：在校している時間から正規の勤務時間を引いた時間

(2) 本市の現状

本市では、平成31年に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、「市費会計年度任用職員の配置」、「校務支援システムの導入」、「入校・退校時刻記録の統一化」、「週案様式等の改正」、「勤務時間外の電話への不対応」など、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してきた。

こうした取組の結果、本市における「子どもと向き合う時間の確保」「時間外在校等時間」「働きがい」の令和6年度の状況は以下のとおりであった。

【「子どもと向き合う時間の確保」の状況】

	小学校	中学校
平成31年度（肯定的回答）	64.0%	61.7%
令和6年度（肯定的回答）	74.6%	65.5%

※市教育委員会の独自アンケートによる「子どもと向き合う時間の確保ができている」と回答した教職員の割合（管理職を除く）

子どもと向き合う時間が確保されていると感じている教職員の割合は増加しているが、依然として教職員の約3割が確保できていないと感じていることが課題である。市教育委員会の独自アンケートによると、特に「授業準備や学習指導、成績処理の時間が確保しにくい」と感じている教職員が多い。

【時間外在校等時間の状況】

(小数点第2位以下四捨五入)

小学校	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
平成31年度	月37.5時間	43.8%	1.6%
令和6年度	月34.3時間	21.0%	0.0%

中学校	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
平成31年度	月49.9時間	58.0%	18.0%
令和6年度	月47.9時間	46.1%	7.8%

※市教育委員会が導入している出退勤管理システムの集計（年間通じて勤務のあった者）による

一定の成果が見られるが、教職員の在校等時間が長時間となっていることの抜本的な解消には至っておらず、引き続き、取組の充実を図る必要がある。特に、中学校において、時間外在校等時間が45時間を超える割合が46.1%と依然と高く、課題である。

【「働きがい」の状況（ストレスチェック）】

小学校	本市平均	全国平均
平成31年度	3.3	2.6
令和6年度	3.3	2.6

中学校	本市平均	全国平均
平成31年度	3.2	2.8
令和6年度	3.3	2.6

※市教育委員会が導入しているストレスチェックによる「働きがいのある仕事だ」について4（そうだ）、3（まあそうだ）、2（ややちがう）、1（ちがう）の回答の平均値

【「働きがい」の状況（市教育委員会独自アンケート）】

	小学校	中学校
平成31年度（肯定的回答）	—	—
令和6年度（肯定的回答）	89.9%	87.9%

※市教育委員会の独自アンケートによる「働きがいを感じていますか」への肯定的な回答の割合

「働きがい」については、継続して全国平均を上回るとともに、9割近くの教員が肯定的な回答をしており一定の成果が見られる。今後も引き続き、教職員自身が健康で、意欲や誇りをもって教育活動に取り組める職場環境の実現に向けて取り組むことが大切である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を74.0以下とする。【76.3】
※全国平均を100として、相対的に算出した予想される総合的健康リスク値で値が低いほど良い。
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
ストレスチェックにおける「働きがい」3.0以上を維持する。

【小：3.3・中：3.3】

市教育委員会の独自アンケート「働きがいを感じていますか」への肯定的な回答の割合を小学校91.0%、中学校89.5%とする。【小：89.9%・中：87.9%】

※第4期廿日市市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）における令和12年度目標値

【「働きがい」小：91.5% 中：90.0%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類(注2)」を踏まえた業務の見直し

(注2) 業務の3分類：学校や教育現場における業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が担うべき業務」「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」の3つに分類する方法

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、地域学校協働本部（地域住民）や保護者による児童生徒の登下校時における通学路の見守り活動を推進する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化に向けた検討を行う。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・市教育委員会に地域連携推進員を置き、地域学校協働本部事業の連絡調整を行い、地域と学校が連携・協働する体制を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

- ・Google フォーム等の汎用クラウドツールを活用することによって、市教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する

◆学校ICT環境の保守管理及び運用支援

- ・委託業者による日常的な保守・管理を行うとともに、学校の実態に応じたICT指導員及びICT支援員による支援を実施する。あわせて、校務支援システムや汎用クラウドツールの活用、学校ホームページの作成、児童生徒のアカウント登録・更新に係る支援を行うことにより、教職員の業務負担軽減を図る。

◆水泳授業に関する業務委託の推進

- ・水泳授業に関する業務委託を推進することにより、安全かつ効果的

な水泳授業の実現を行うとともに、学校プールの維持管理に係る教職員の負担を軽減する。

◆部活動の地域展開

- ・令和10年度中に、原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動の日数や時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置等を進める。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフまたは教務事務支援員を全校に配置する。
- ・採点支援システム（中学校のみ）や校務支援システムの機能を活用することによって採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆個別の支援が必要な児童生徒等への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働できる支援体制を構築する。
- ・市教育委員会に特別支援教育アドバイザーを置き、学校訪問指導や特別支援教育に係るミニ講座の配信等を行い、教職員の専門性の向上や児童生徒等への対応を支援する。
- ・各学校の実態に応じて、子どもつながり支援員、看護員を配置し、児童生徒への支援に係る教職員の負担を軽減する。
- ・日本語による授業を受けることが困難な児童生徒に対する指導において、翻訳機やアプリの活用を工夫したり、関係機関や団体と連携を図ったりすることで教職員の負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数につい

て、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は、年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、出欠確認や保護者連絡などの校務を効率化し、校務のDX化を推進する。
- 勤務時間外の電話対応時間を設定し、保護者等に対し周知徹底を図る。
- 育児短時間勤務や介護時間勤務など教職員の多様な働き方が進む中、チーム担任制を導入することで、学習指導や生徒指導において、多面的かつ柔軟な対応を組織的に行う体制をつくる。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を実施させ、管理職、医師等による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 各学校において、心身の健康問題についての相談窓口を設置し、教職員に周知を図る。
- 年次有給休暇について、年間5日以上取得することやまとまった日数を連続して取得することを促進する。
- 長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組及び今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、教育委員会会議及び総合教育会議において報告するとともに、廿日市市のホームページで公表することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、市教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、市教育委員会で導入しているストレスチェックの結果及び市独自アンケートから把握する。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校、保護者及び地域へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。